

## 通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、安曇野赤十字病院労働組合から、以下のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、公表します。

令和5年3月2日

### 1 開始日

令和5年3月9日以降

### 2 場所

安曇野赤十字病院労働組合の組合員が従事する施設の構内および職場

### 3 要求事項

賃金引上げ 等

長野県知事 阿 部 守 一